

地域子ども・子育て支援事業概要

1 利用者支援事業

区 分	内 容
概 要	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</p>
実施方法	<p>【実施場所】 身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口</p> <p>【相談員の資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・教育・保育施設や地域子育て支援事業等に従事することができる者 ・ 自治体が実施する研修を修了した者 ・ 育児・保育に関する相談指導等の知識・経験を有する地域の子育て事情と社会資源に精通した市町村が認めた者 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の個別ニーズの把握、情報の集約と提供、相談、利用支援を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。 ・ 関係機関との連絡調整、連携、協働体制のづくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、地域で必要な社会支援の開発に努める。 ・ 事業の積極的な公用・啓発活動を行い、利用者に周知を図る。 ・ その他
事業実績	<p>新規事業につき実績なし</p>

2 地域子育て支援拠点事業

区 分	内 容											
概 要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う。											
実施方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 524 884 602">一般型</th> <th data-bbox="884 524 1362 602">連携型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 602 1362 846"> (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育てに関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 ※ その他、事業類型に応じて選択事業あり </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 846 884 958">週3日以上 1日5時間以上</td> <td data-bbox="884 846 1362 958">週3日以上 1日3時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 958 884 1144">常設の地域子育て支援拠点で実施</td> <td data-bbox="884 958 1362 1144">児童福祉施設、児童福祉事業を実施する施設で実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1144 884 1234">現状市内2か所</td> <td data-bbox="884 1144 1362 1234">現状市内2か所</td> </tr> </tbody> </table>		一般型	連携型	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育てに関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 ※ その他、事業類型に応じて選択事業あり		週3日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上	常設の地域子育て支援拠点で実施	児童福祉施設、児童福祉事業を実施する施設で実施	現状市内2か所	現状市内2か所
一般型	連携型											
(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育てに関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 ※ その他、事業類型に応じて選択事業あり												
週3日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上											
常設の地域子育て支援拠点で実施	児童福祉施設、児童福祉事業を実施する施設で実施											
現状市内2か所	現状市内2か所											

3 妊婦健康診査

区 分	内 容
概 要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
実施方法	<p>【対象者】 市内に住所を有する妊婦</p> <p>【周知方法】 妊娠届出時に「母と子の保健バッグ」に封入し交付</p> <p>【実施回数】 平成20年度 5回 平成21年度以降 14回</p> <p>【健診内容】 1回目限定 …血液型、不規則抗体、梅毒、B型肝炎、風しん 2回目以降限定…保健指導、クラミジア抗体、C型肝炎、経膈超音波、 B型溶連菌、NST、HTLV-1抗体 共通項目 …体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖 超音波検査 …出産予定日現在35歳以上の妊婦</p> <p>【実施場所】 都内契約医療機関</p>

実績推移

単位：人

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
妊婦健診 1回目	936	1,006	988	951	1,088
妊婦健診 2回目	3,727	9,732	10,926	9,002	9,992
超音波検査	240	186	250	225	278

4 乳児家庭全戸訪問事業

区 分	内 容
概 要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。
実施方法	<p>【事業の内容】</p> <p>(1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談</p> <p>(2) 子育て支援に関する情報提供</p> <p>(3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握</p> <p>(4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p> <p>【実施方法】</p> <p>保健師等が、生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。訪問後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別のケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他サービスに適切に結びつける。</p> <p>※ 平成21年度より事業開始</p>

実績推移

単位：世帯

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
訪問家庭	604	931	999	960

5 養育支援訪問事業

区 分	内 容
概 要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
実施方法	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等の理由により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ・ 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 ・ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した家庭 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭支援センター職員が対象家庭を訪問することにより専門的な相談及び支援を行う。 ・ 育児支援ヘルパーの派遣による育児及び家事の援助を行う。 <p>※ 平成24年度より事業開始 (平成21年より育児支援ヘルパー派遣事業として実施)</p>

実績推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
派遣世帯	5世帯	21世帯	17世帯	23世帯
派遣時間	172時間	1,181時間	1,182時間	1,166.5時間

6 子育て短期支援事業

区 分	内 容
概 要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
実施方法	<p>【ショートステイ事業】 保護者が、家庭養育上の理由、社会的理由、身体上又は精神上の理由等で、当該児童を一時的に養育が困難となった場合に、施設で短期的（宿泊）に養育する。</p> <p>【トワイライトステイ事業】 保護者が、仕事の他の理由により平日夜間又は休日に不在となり、当該児童を養育することが困難となった場合に、施設で短期的（夜間）に養育する。</p> <p>【実施場所（共通）】 児童養護施設等</p> <p>※ 本市では、ショートステイ事業のみ実施</p>

実績推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請数	51件	17件	19件	25件	32件
利用人数 (延べ)	50人	17人	18人	24人	32人
宿泊数	132泊	79泊	103泊	120泊	121泊

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

区 分	内 容
概 要	乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
実施方法	<p>【対象】 依頼会員：市内在住で、原則として生後57日以上から小学校在学までの児童と同居している方 協力会員：原則として市内在住の20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる方</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園、小学校、学童保育所の開始前・終了後の子どもの預かり ・ 保育施設等への送迎 ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき、子どもの預かり ・ 買い物等の外出のとき、子どもの預かり ・ 子どもが軽度の病気の場合や病後のとき、臨時的な子どもの預かりなど

実績推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
協力会員	99人	110人	126人	142人	166人
依頼会員	654人	742人	867人	958人	1,065人
両方会員	28人	31人	33人	39人	44人
活動回数	3,097回	2,647回	2,400回	2,470回	2,951回

8 一時預かり事業

区 分	内 容
概 要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる。
実施方法	<p>【内容】</p> <p>① 緊急一時預かり保育 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬儀等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする時</p> <p>② 定期利用保育及び非定型的一時預かり保育 保護者が断続的又は短時間就労等により、週3日程度保育を必要とする時</p> <p>③ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、一時的に保育が必要となる時</p> <p>【対象】 市内在住の就学前児童</p> <p>【期間（公立保育所）】</p> <p>① 緊急一時預かり保育 7日以内又は1日以内</p> <p>② 定期利用保育及び非定型的一時預かり保育 3か月以内</p> <p>③ 私的理由一時預かり保育 1か月当たり2日以内</p> <p>【実施場所】 市立保育所5か所 私立保育所6か所 計11か所 (市立うち3か所、私立うち1か所は緊急一時のみ) (その他、認可外保育施設5か所で定期利用保育事業を実施)</p>

実績推移

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
緊急一時	530	1,411	1,505	1,369	1,231
非定型的	3,650	5,656	6,519	861	1,120
私的理由	3,050	2,936	3,720	3,512	4,067
定期利用	—	—	—	6,805	7,724
合 計	7,230	10,003	11,744	12,547	14,142

9 延長保育事業

区 分	内 容																														
概 要	保育所に通う児童について、通常の利用時間以外の時間において、保育を実施する。																														
実施方法	<table border="1" data-bbox="389 584 1366 1379"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="453 584 663 636">保育所名</th> <th data-bbox="663 584 1011 636">開所時間</th> <th data-bbox="1011 584 1366 636">延長保育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 636 453 1099" rowspan="8">私 立</td> <td data-bbox="453 636 663 687">光 明 第 二</td> <td data-bbox="663 636 1011 1379" rowspan="14">午前7時～午後6時</td> <td data-bbox="1011 636 1366 748" rowspan="2">午後7時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 687 663 739">ひ な ぎ く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 739 663 790">愛 の 園</td> <td data-bbox="1011 748 1366 799">午後7時30分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 790 663 842">し ん あ い</td> <td data-bbox="1011 799 1366 851">午後8時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 842 663 893">貫 井</td> <td data-bbox="1011 851 1366 902">午後7時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 893 663 945">こ む ぎ</td> <td data-bbox="1011 902 1366 954" rowspan="2">午後8時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 945 663 996">ひ ま わ り</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 996 663 1048">アスクむさし</td> <td data-bbox="1011 954 1366 1005">午後8時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1048 663 1099">小 金 井</td> <td data-bbox="1011 1005 1366 1099" rowspan="5">午後7時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1099 453 1151">公 立</td> <td data-bbox="453 1099 663 1151">く り の み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1151 663 1202">わ か た け</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1202 663 1254">小 金 井</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1254 663 1305">さ く ら</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1305 663 1379">け や き</td> </tr> </tbody> </table>				保育所名	開所時間	延長保育時間	私 立	光 明 第 二	午前7時～午後6時	午後7時	ひ な ぎ く	愛 の 園	午後7時30分	し ん あ い	午後8時	貫 井	午後7時	こ む ぎ	午後8時	ひ ま わ り	アスクむさし	午後8時	小 金 井	午後7時	公 立	く り の み	わ か た け	小 金 井	さ く ら	け や き
	保育所名	開所時間	延長保育時間																												
私 立	光 明 第 二	午前7時～午後6時	午後7時																												
	ひ な ぎ く																														
	愛 の 園		午後7時30分																												
	し ん あ い		午後8時																												
	貫 井		午後7時																												
	こ む ぎ		午後8時																												
	ひ ま わ り																														
	アスクむさし		午後8時																												
小 金 井	午後7時																														
公 立			く り の み																												
わ か た け																															
小 金 井																															
さ く ら																															
け や き																															

10 病児・病後児保育

区 分	内 容
概 要	<p>児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する。</p>
実施方法	<p>【事業類型】</p> <p>① 病児対応型・病後児対応型 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する。</p> <p>② 体調不良児対応型 保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行う。</p> <p>③ 非施設型 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する。</p> <p>【本市の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育室（病後児対応型） 1か所（平成24年11月開所） ・対象不良児対応型 1か所

1 1 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

区 分	内 容
概 要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
実施方法	<p>【対象】 市内に居住する小学校低学年（第1～第3学年。ただし、障がい児は第4学年まで）で次に該当すること。 ① 保護者の就労、疾病等の理由により適切な保育を受けられない児童 ② その他、市長が入所を適当と認めた児童</p> <p>【活動内容】 児童の健全な育成を図るための集団づくり、あそび、生活習慣、行事等</p> <p>※ 子ども・子育て支援新制度では対象が小学校就学児童までとなる予定</p>

実績推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1年生	187 (1)	249 (5)	254 (5)	228 (5)	250 (5)
2年生	233 (4)	187 (1)	250 (6)	250 (5)	211 (6)
3年生	232 (2)	225 (4)	188	229 (6)	228 (4)
4年生	3 (3)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	6 (6)
合 計	655 (10)	662 (11)	695 (14)	708 (17)	695 (21)

※ () は障がい児数再掲

学童保育所の現況

平成24年4月1日現在

施設名	所在地	基準定員	在籍児童数	開設年月日	備考
たまむし第1	東町 4-25-7 (東小学校)	60	58 (2)	昭和 39年12月12日	東児童館併設
たまむし第2		30	33 (2)	平成 22年4月1日	
あかね第1	梶野町 5-7-33 (第三小学校)	60	69	昭和 39年12月12日	
あかね第2		30	40 (2)	平成 22年4月1日	
ほんちょう	本町 5-4-25 (本町小学校)	60	55 (2)	昭和 41年12月12日	本町児童館併設
さくらなみ第1	本町 1-2-13 (第一小学校)	60	45 (1)	昭和 43年10月1日	
さくらなみ第2		50	47 (2)	平成 24年4月1日	
さわらび第1	貫井南町 3-6-27 (第四小学校)	60	36 (2)	昭和 44年4月1日	
さわらび第2		30	25 (1)	平成 22年4月1日	
たけとんぼ第1	桜町 2-3-60 (第二小学校)	55	48 (2)	昭和 45年4月1日	
たけとんぼ第2		35	33 (2)	平成 24年4月1日	
まえはら第1	前原町 3-3-16 (前原小学校)	60	36 (2)	昭和 46年4月9日	
まえはら第2		30	28	平成 22年4月1日	
みどり第1	緑町 4-18-25 (緑小学校)	60	53	昭和 46年12月1日	緑児童館併設
みどり第2		20	27 (1)	平成 22年4月1日	
みなみ	前原町 2-2-21 (南小学校)	60	62	昭和 48年4月1日	
合計		760	695 (21)		

(注)

- () 内は障害児童数の再掲
- 学童保育事業は、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会へ委託していたものを、昭和46年10月1日から市の直営とした。